

西東京市介護予防・生活支援サービス事業者
介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者 各位

西東京市健康福祉部
高齢者支援課長 小林 祐子

新型コロナウイルス感染症に係る西東京市介護予防・生活支援サービス事業の
臨時的な取扱いについて

日頃より西東京市の高齢者福祉にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（以下、「厚生労働省事務連絡」という。）の各報の取扱いに関して、西東京市介護予防・生活支援サービス事業においては下記のとおり取り扱うこととしましたので、引き続き適切なサービスの提供をお願い申し上げます。

記

- 1 西東京市介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメント）については、原則として、厚生労働省事務連絡で示されている訪問介護、通所介護及び居宅介護支援（介護予防支援）等に関する臨時的な取扱いと同様の取扱いとする。
- 2 上記1にかかわらず、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡（第8報）問1に係る西東京市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画表（以下、「簡易ケアプラン」という。）における対応については、通所型サービス事業所が訪問によるサービス提供等（以下、「代替的なサービス提供」という。）を行うこととした場合に、簡易ケアプランの記載の見直し及び文書による同意までは不要とし、事前に本人の同意及び関係事業者間での合意があれば、代替的なサービス提供とすることについて、簡易ケアプランへの朱書きによる追記とすることで差し支えないものとする。
なお、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の場合は、厚生労働省事務連絡のとおり取扱いが必要となることに留意すること。
- 3 本事務連絡に係る取扱いを実施する際には、利用者の意向及びサービスの必要性等の個別的事情に十分配慮し、事業者側の一方的な都合により画一的に実施されることがないように留意するとともに、あくまでも新型コロナウイルス感染症対策としての臨時

的な取扱いであることを利用者等に十分に説明の上、その同意を得た旨を記録に残すこと。

- 4 本事務連絡の取扱いは、西東京市の取扱いであり今後の新型コロナウイルス感染症に関連する状況に応じて変更する場合がある。また、本事務連絡の取扱いを終了する場合は、別途通知を行う。

※ 厚生労働省事務連絡の内容については、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページ等をご参照ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

西東京市 健康福祉部高齢者支援課地域支援係 電話 042-420-2811（直通）
